

# 第 6 章

## 計画の推進方針

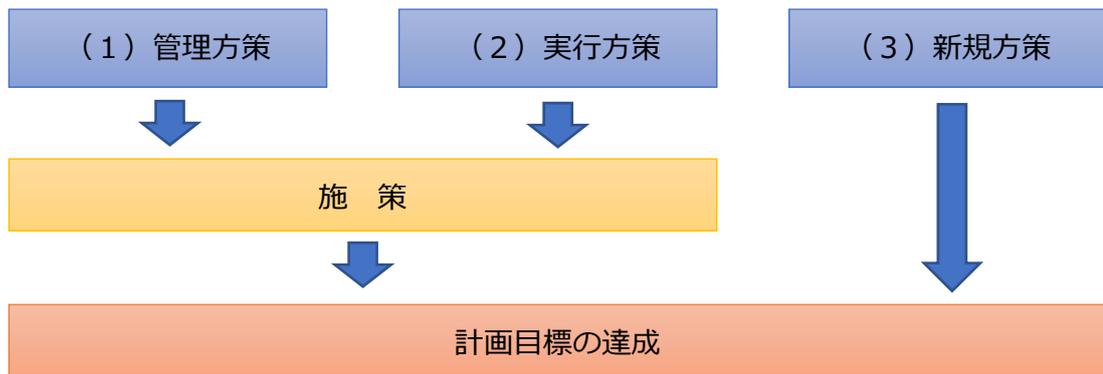


## 第6章 計画の推進方針

### 1. 計画推進の考え方

本計画は、概ね20年後を見据えた上で、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度の10年間を目標期間とする計画になります。この長期にわたる計画の実効性を確保するため、また、計画目標の達成のため、「管理方策」「実行方策」「新規方策」の3つの方策により、計画を推進していきます。

図6-1 計画の推進方策の体系図

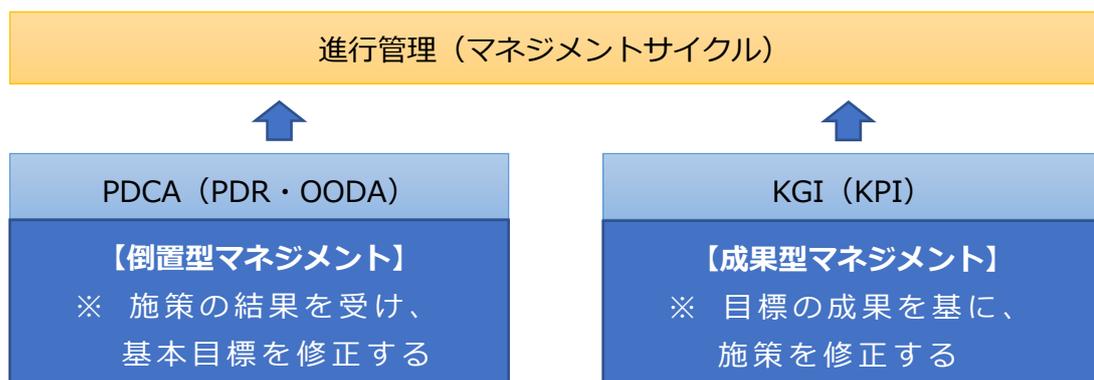


### 2. 推進の3つの方策

#### (1) 管理方策

実施している施策や、現在の目標や方針が、変化する社会情勢の中で計画の実現に適しているのか、適時管理や評価を行うために、PDCAやPDR、OODA<sup>ウーダ</sup>を利用した進行管理（倒置型マネジメント）と、KGI（KPI）の評価指標による評価・進行管理（成果型マネジメント）を組み合わせることで、目標や施策について随時修正を行い、目指す将来都市像を実現します。

図6-2 管理方策（進行管理）の体系図



倒置型マネジメント

図6-3 倒置型マネジメントの体系図

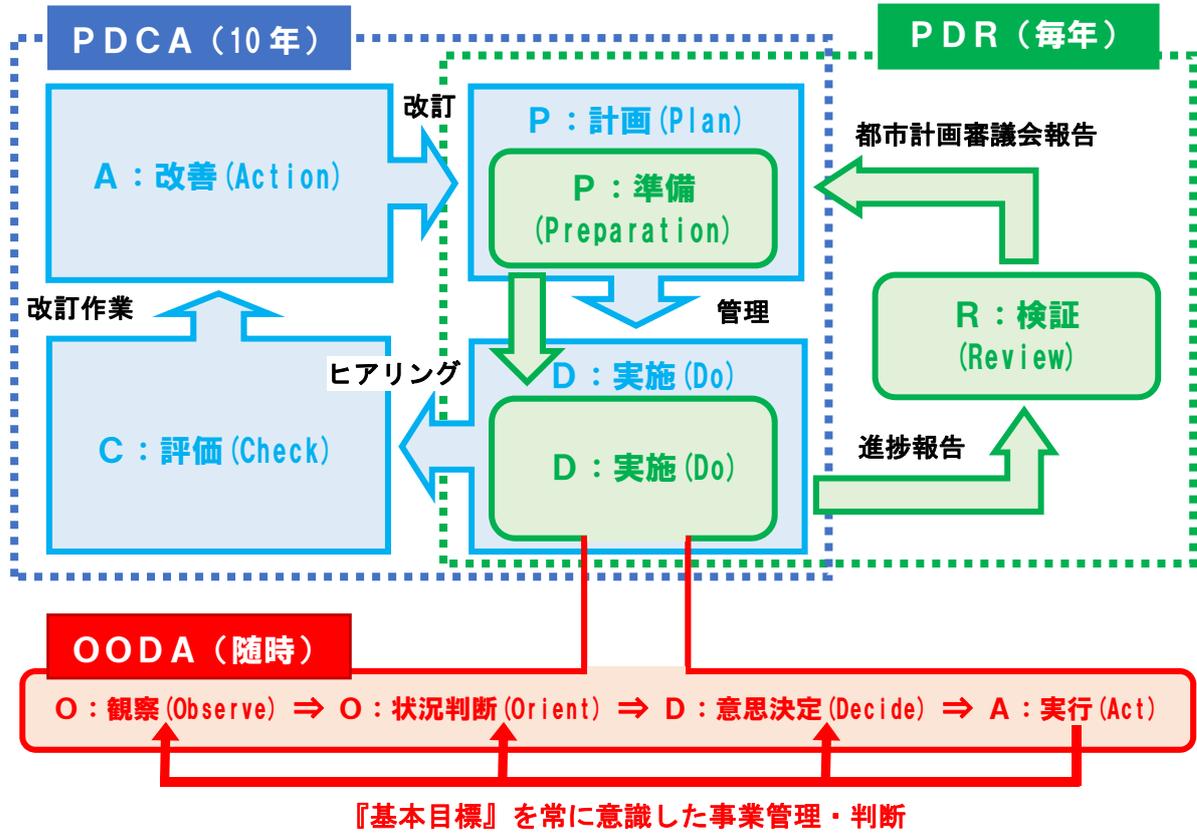
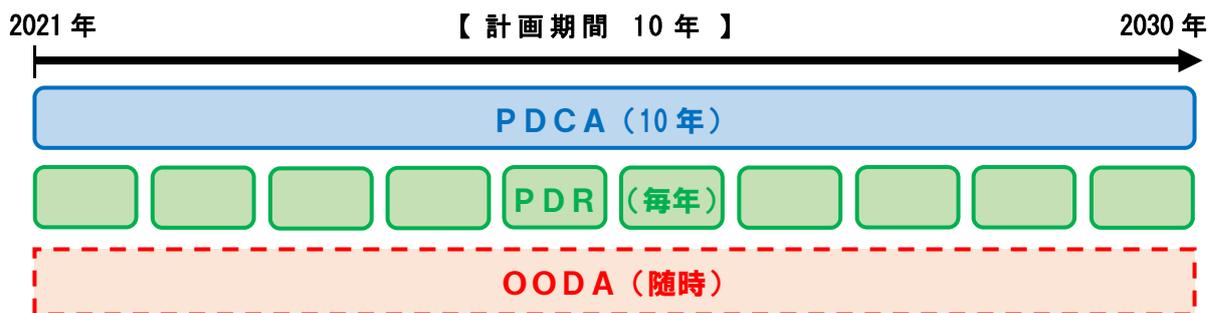


図6-4 倒置型マネジメントによる進行管理イメージ



● PDCAサイクル (10年) による計画の進行管理

計画改定に際し、PDCA サイクルによる管理を実施し、新たな計画策定に反映します。

【計画(Plan)】都市計画マスタープランとして、基本目標やテーマ、将来都市像など、将来に向けたまちづくりの整備計画を立案します。

【実施(Do)】計画(Plan)に基づき実施する、各種施策や事業について、OODA ループに基づき進行します。

【評価(Check)】実施結果(Do) や事業進捗状況などのヒアリングを行い、計画の効果や実効性などに対する評価を実施します。

【改善(Action)】評価(Check)の結果を踏まえ、都市計画マスタープランを改訂(Plan)します。

### ● PDRサイクル（毎年）による施策・事業の進行管理

年度ごとに施策や事業の結果を踏まえ、次年度に向けた目標の調整を行います。

- 【準備(Preparation)】都市計画マスタープランにおける、分野別・地域別の方針に基づき、施策・事業の担当課、目的や目標を明らかにし、実施に向けた準備を行います。
- 【実施(Do)】担当課は、準備(Preparation)において明らかにした具体的な手順に沿って、OODA ループに基づき施策・事業を実施します。
- 【検証(Review)】担当課による施策・事業などの実施結果や事業進捗状況などについて都市計画審議会に報告し、その結果をもとに施策・事業などの実施に向けた準備(Preparation)の修正に活用します。

### ● OODAループ（随時）による各種施策・事業の迅速かつ柔軟な実施

変化する社会情勢や市民意向へ対応するため、事業の実施に対する柔軟性・即時性と共に、『基本目標』を常に意識した管理を行います。

- 【観察(Observe)】施策・事業の着手時や実施後、またはその過程において、進捗状況や客観的な効果などを適切に収集・把握します。
- 【状況判断(Orient)】収集・把握した情報をもとに、目的や期待する効果などに照らした手法や手順の適正や実効性・実施時期等を分析し、最大の効果を得ることを意識します。
- 【意思決定(Decide)】手法や手順の適正や実効性の分析結果を踏まえ、実行の可否や複数の案がある場合の意思決定を行います。
- 【実行(Act)】意思決定に基づき、施策・事業を実行し、次の観察へつなげます。

#### OODA ループとは：

『基本目標遵守』の視点にたった事業管理・判断のもとで、観察 (Observe)、判断 (Orient)、決定 (Decide) を繰り返し、精度を高め最適な時期を見極めることで、高品質な事業を実施 (Act) します。

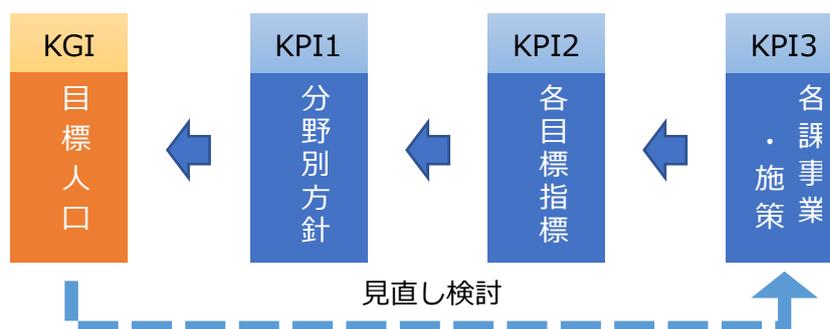
## 成果型マネジメント

### ● KGI（KPI）評価指標による計画、各種施策・事業の進行管理

各課で実施されている事業や施策については、各目標指標により定量的に評価することで分野別方針の進行管理を行い、最終目標（KGI）の達成を目指します。

また、定期的に評価・分析を実施し、状況に応じて目標や施策（KPI）の見直しを行います。

図6-5 成果型マネジメントの体系図



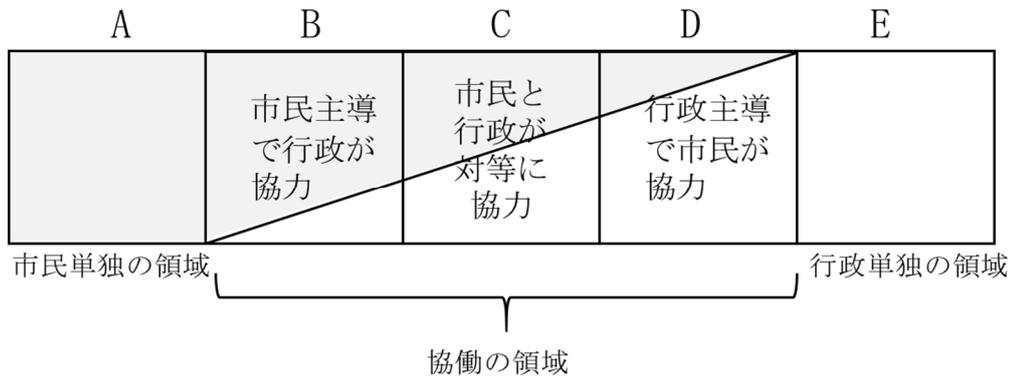
(2) 実行方策

本計画における分野別・地域別の施策に対し、実施する上での取り組むべき手段として、「協働」「先進手法の活用」「情報発信」を掲げ、施策に取り入れていきます。

① 協働

国や県との広域的な連携、庁内各行政分野との横断的な連携など、行政による連携だけでなく、官民産学の連携・協働を常に意識したまちづくりを進めます。

図6-6 協働の領域に関する概念図



資料: 粉川一郎氏の研修資料「事業を協働化するために必要な視点、方法」より抜粋

● 民（市民・市民団体・地域住民）との協働

住民に身近な地域単位できめ細やかなまちづくりを進めるため、地域住民が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行うエリアマネジメント活動や街づくり協議会を市域全域で促進します。特に、本計画で位置づけた「街並み形成推進地区」については、街づくり推進条例の活用により、街づくり協議会の支援を積極的に行います。

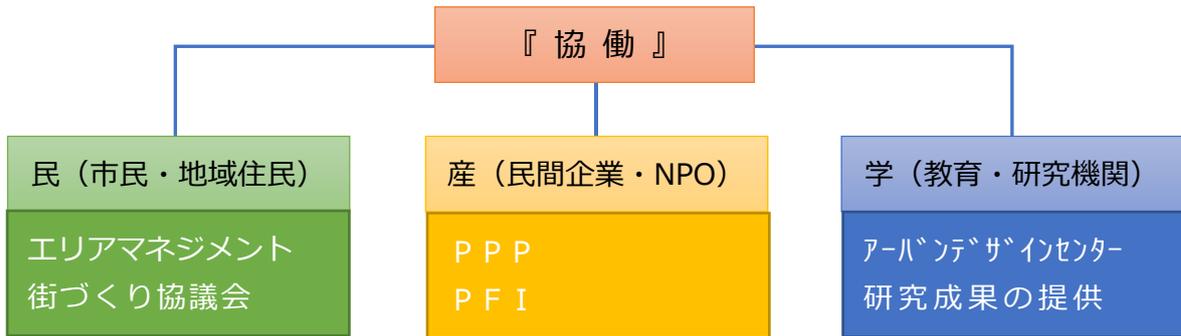
● 産（民間企業・NPO）との協働

公的な施設の整備・維持・管理・運営や住宅の供給などにあたっては、PPP・PFI など民間企業の持つ資金力やノウハウの積極的な活用・導入を促進します。また、民間企業によるまちづくりを促進するため、既往の支援策などを積極的にPRするとともに、利用しやすい支援策となるよう、その充実を図ります。

● 学（教育・研究機関）との協働

専門的な知見を取り入れるため、大学や研究機関などとの相互協力を進めます。また、地域課題の解決などに向けて、アーバンデザインセンターなどの相互機関の創出も検討します。

図6-7 各協働の具体例

**街づくり協議会とは：**

上尾市街づくり推進条例にて、その設置と活動の主旨が定められています。

協議会では、地区住民の総意のもとに街づくり計画を定め、市に対しその計画案を提出することが出来ます。市はまちづくりの推進のため、地区計画や建築協定などの法整備を行い、施策や事業の具現化へ取り組むこととなります。

**PPP/PFIとは：**

PPP (Public Private Partnership：官民連携事業) とは、公共と民間が連携して公共サービスを提供する手法を幅広く捉えた概念であり、PFI (Private Finance Initiative：民間資金等活用事業) は、PPP の手法の1つになります。公共施設等の設計・建設、維持管理、運営等を民間の資金や経営能力、技術的能力などを活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法です。

**アーバンデザインセンターとは：**

官民学のまちに関わるさまざまな団体が連携し、地域課題の解決に向け、統合的なまちづくりを行う推進組織・施設です。行政主導の都市計画や市民まちづくりといった従来の枠組みを超え、地域に係る各主体が連携し、都市デザインの専門家が客観的立場から携わる新たな形のまちづくり組織や拠点として、全国に展開しています。

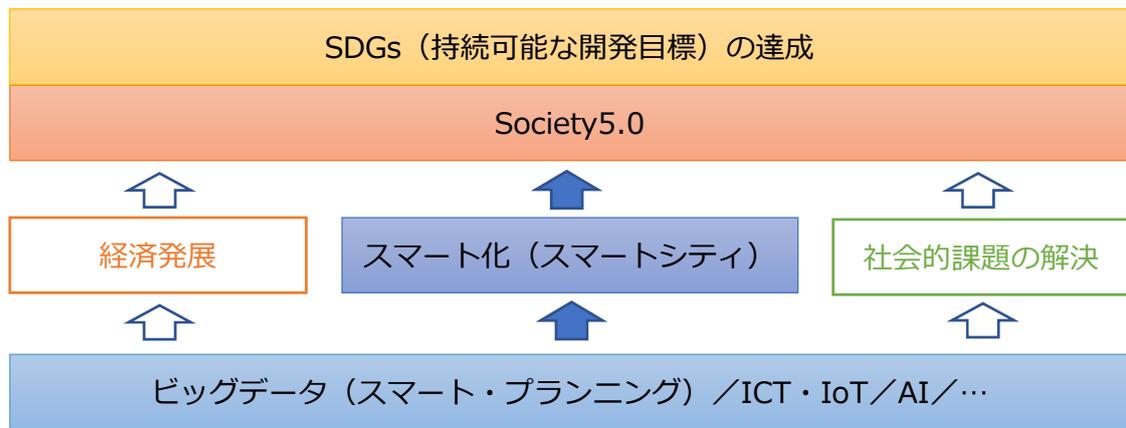
② 先進手法の活用

スマート・プランニングなどのビックデータの活用や、ICT・IoT、AIなどの新技術を活用したスマート化（スマートシティ）をまちづくりの先進手法として位置づけ実施することで、国の提唱するこれからの新たな社会「Society 5.0」（超スマート社会）の実現と、SDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指します。

スマート・プランニングとは：

個人単位の行動データをもとに、人の動きをシミュレーションし、施策実施の効果を予測した上で、施設配置や空間形成、交通施策を検討する計画手法です。

図6-8 スマート化の体系図

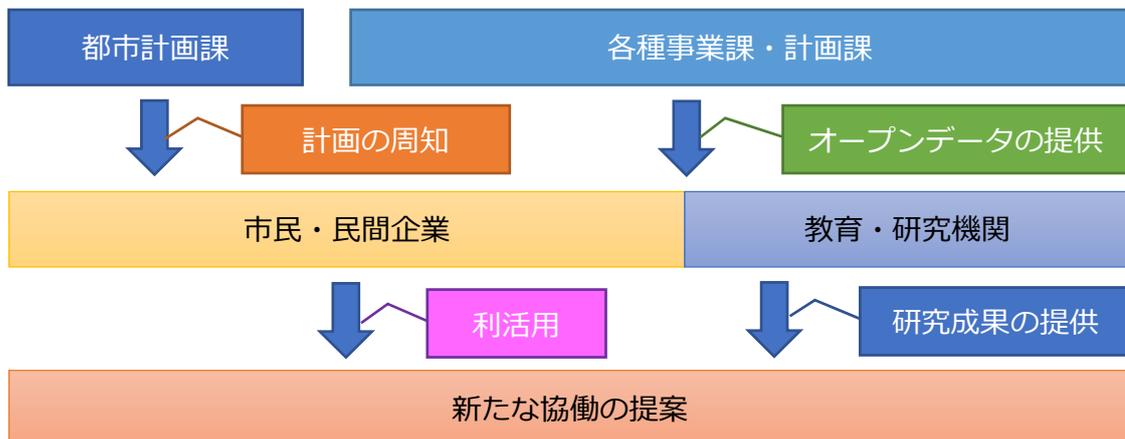


③ 情報発信

コンパクト・プラス・ネットワークなど、都市計画マスタープランに位置づけた目標や方針を周知するため、ホームページを含めたインターネットや SNS、各種市民協働の場などを通じて、まちづくりに関する情報を幅広く提供していきます。

また、各分野別の施策の実施や計画作成において得た統計データなどをオープンデータ化し、市民や企業などへ広く提供するとともに、研究機関からはそのデータを活用した研究成果の提供などを受けることで、新たな協働のサイクルを生み出します。

図6-9 情報発信の体系図



### (3) 新規方策（新たな取り組み）

将来都市像と基本目標の更なる推進を図るため、より具体的に目標の実現を達成すべく、2つの新規方策に積極的に取り組みます。

#### ① 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出



「居心地が良く歩きたくなるまちなか」イメージ図

#### ■目的

コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりへの取り組みをさらに進化させるため、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出を目指し、国土交通省の進める「スマートシティ」への取り組みを推進します。

外周道路整備による通過交通のまちなかへの進入抑制や、街路・公園・広場などのまちなかの官民空間・施設等の一体的なリノベーションを行い、官民一体で賑わいあふれる公共空間（滞在快適性等向上区域、概ね1 km程度の範囲）の創出実現に取り組みます。

具体的には公共空間（街路・公園・広場・民間空地等）を歩行者中心の空間へ転換していくことで、多様な人々の出会いや交流を通じたイノベーションの創出や、人間中心の豊かな生活環境の実現を目指します。

#### ■取り組みイメージ

中央拠点や北部拠点の主要路線を中心に、その沿道周辺部などを「滞在快適性等向上区域」と位置づけ、周辺部の事業者や地権者と連携し、歩行空間と公園・広場・民間空地等が一体となった、ゆとりと賑わいあふれる公共空間の創出を行います。

●道路

道路のレイアウト（幅員や車線数、中央分離帯など）を見直し、歩道部分の拡幅や車道の一部を広場として活用することを検討します。

歩道については、歩行空間の快適性を高めるよう、ウッドデッキや芝生など、物理的・心理的な歩車分離の整備を検討します。

●公園

都市公園などをまちなかの一部としてとらえ、交流の拠点となる施設（カフェ・売店等）の設置など、近接する施設との一体的な整備を検討します。

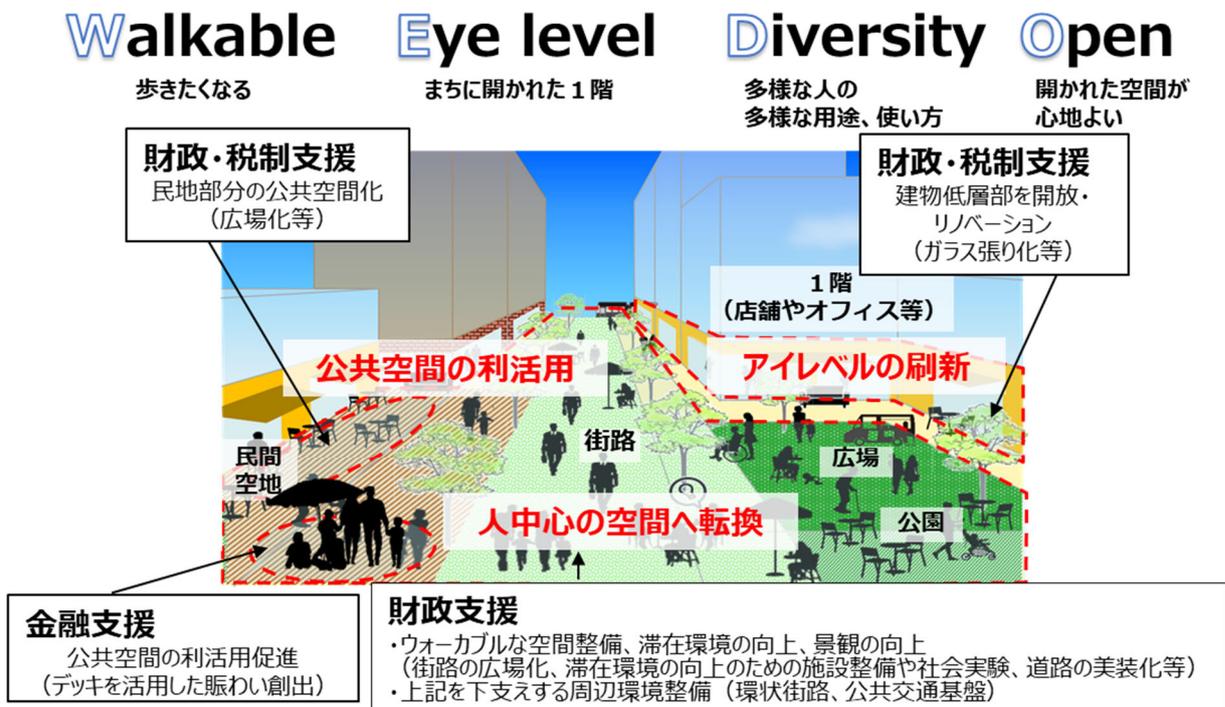
●沿道店舗

整備された都市施設との相乗効果を狙い、オープンスペースの提供や整備を行います。また、ガラス張りやピロティ化など、店舗のオープン化の推進や、店舗前のベンチやオープンテラスの整備などを支援します。

●ロータリー

芝生広場の整備や駅建築物との一体性・連続性を重視した構造の見直しを検討します。

○「居心地が良く歩きたくなる」空間のイメージ



空間概要のイメージ

資料：国土交通省「居心地が良く歩きたくなるまちなかで新たな出会いを！」  
(令和元年 12 月 20 日)

## ② 活力を生み出す企業立地用地の創出

### ■目的

まちづくりの基本方針に掲げる基本目標2「暮らしの安定と都市の発展を支える『活力』のあるまちの実現」が目指すものは、暮らしの基盤となる安定した収益を市民・行政共に確保することです。その実現のため、広域的な高速交通体系の利点や強みを活かした「働く場」の創出（企業立地推進）について、積極的に取り組みます。

### ■基本的な考え方

コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の趣旨を踏まえ、日常の暮らしに身近なサービスを提供する店舗や事務所については、市街化区域内、特に各拠点や幹線道路の沿道への立地を推進します。

ただし、工業・流通系などの広域的な高速交通体系の活用が必要な業種については、市街化区域内への立地を基本としつつも、必要規模や用途の点で市街化区域内に立地することが困難、もしくは虫食い状の開発行為の発生が懸念される場合には、土地利用方針図に示す「産業系土地利用検討地」を主な候補地として市街化調整区域での用地創出を検討します。

### ■取り組みイメージ

#### 市街化区域

各拠点や交通軸沿道への立地を推進

- 土地利用方針を踏まえた用途地域の見直し
- 周辺環境との調和を図るための地域地区の指定

#### 市街化調整区域

市街化区域内での立地が困難な場合や乱開発が懸念される場合に検討

- 『市街化調整区域における土地利用の考え方』に基づき検討
- 土地利用転換を図る場合は、周辺環境との調和を図るため地区計画を策定

#### 『市街化調整区域における土地利用の考え方』

##### 市街化調整区域全域（右記を除く）

都市計画法を厳格に運用し、宅地等への転換を抑制することを基本とする。ただし、市街化調整区域において営農する者の住宅や農業用施設、また福祉的需要に対応するための施設の用に供される場合は、この限りではない。

##### 【活用方法】

農地法及び農業振興地域の整備に関する法律が適用されている農地については、法令の適正な運用を基本に、引き続き保全する。また、その他のまとまりのある優良な農地についても、農業従事者の人材育成や遊休農地の活用等の営農支援を積極的に行い、実質的な農地としての保全に取り組む。

##### 都市的土地利用の需要が想定される区域

非住居系の都市的土地利用の需要があり、一団の土地利用転換の発生が想定される高規格道路沿道等においては、周囲環境との調和のとれた計画的な土地利用を部分的に許容することを検討するものとする。

##### 【活用方法】

企業立地需要や既決定の市街化区域内における未利用地の状況を踏まえ、工業系の土地利用を検討する。なお、土地利用転換の手法については、当該地の状況や土地利用計画を踏まえ選択する。

暮らしの安定と都市の発展を支える活力のあるまちの実現

まちづくりの基本目標2

第1章  
計画の概要

第2章  
上尾市の現況特性と  
まちづくりの課題

第3章  
基本構想

第4章  
分野別方針

第5章  
地域別方針

第6章  
計画の推進方針

資料  
編